

高第 1011 号の 16  
令和 2 年 8 月 5 日

各市町介護保険担当課長  
関 係 団 体 の 長 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

兵庫県協カスキーム実施要領の策定等について

平素から本県の高齢者福祉行政の推進に格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、介護保険施設その他の高齢者施設等で新型コロナウイルス感染者の発生に伴って職員が不足する場合に、他の施設等の職員が応援する仕組み（兵庫県協カスキーム）を設けておりますが、今般、実際に事案が生じた際に本協カスキームによる支援が円滑に実施されるよう、別添のとおりその実施に必要な事項を実施要領として定めましたのでお送りいたします。

このようなスキームによる人材確保の取組は全国に広がっており、国からも体制の構築が求められる取組となっているところです。現在、本県の協カスキームに係る協力施設等として、既に別紙のとおり 111 施設・事業所（令和 2 年 8 月 7 日現在）が登録されておりますが、今般、別添のとおり協力施設等への支援も拡充することとし、併せて引き続き協力施設等の確保を進めたいと考えておりますので、貴職におかれましても、管内の施設・事業所等に対して本協カスキームの周知をいただくとともに、協力施設等としての協力を依頼いただきますよう、よろしく願いいたします。

高齢政策課介護基盤整備班長 藤本（俊）  
代表電話：078-341-7711 内線 3107  
toshinori\_fujimoto@pref.hyogo.lg.jp